

## 2024 年度「神戸市経済観光局アドバイザー業務」業務委託 公募要領

### 1. 業務の概要

(1) 委託業務名

2024 年度「神戸市経済観光局アドバイザー業務」（以下、当該業務という）

(2) 業務の内容

仕様書(別紙 1)のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から、2025 年 3 月 31 日まで

(4) 契約上限額

金 3,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

(5) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### 2. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び業務提案書に基づき決定する。

(2) 契約の種類

総価契約

(3) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。

(4) 契約書案

委託契約書案（別紙 3）のとおり

(5) 契約保証金に関する事項 契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除とする。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 3. 応募資格

応募者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 「1. (2)業務の内容」に記載の通り、当該業務分野に精通したアドバイザーを配置可能なこと。
- (2) 守秘義務を遵守できること。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準

(平成6年6月15日市長決定)による指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 過去3年間において、神戸市における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (6) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等による法的手続きを行っている法人ではないこと。
- (8) 代表者及び役員に、破産者及び禁錮以上の刑に処されている者がいないこと。
- (9) 応募者及びその代表者が直近1年間の法人税、市町村民税等を滞納していないこと。
- (10) 暴力団員が役員として経営に関与(実質的に関与している場合も含む)していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。

#### 4. スケジュール

- |                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| (1) 公募要領等の交付開始         | 令和6年8月14日(水)      |
| (2) 質問書提出期限            | 令和6年8月30日(金)      |
| (3) 質問に対する回答           | 令和6年9月6日(金)予定     |
| (4) 応募登録申請書・企画提案書の提出期限 | 令和6年9月26日(木)17時必着 |
| (5) 選定審査会              | 令和6年9月下旬予定        |
| (6) 選定結果通知及び結果の公表      | 令和6年9月下旬予定        |
| (7) 契約締結・業務開始          | 令和6年10月1日(火)予定    |

#### 5. 公募要領等の配布

- (1) 配布開始日 令和6年8月14日(水)
- (2) 配布場所  
神戸市ホームページの「事業者募集」のページに掲載を行います。  
なお、紙での配布は行わない。ダウンロードできない場合には電子メールにて送付しますので、「12. 担当部署(問い合わせ先)」のメールアドレスまでご連絡ください。
- (3) 配布資料
  - ① 公募要領(本書)
  - ② 業務仕様書(別紙1)
  - ③ プロポーザル応募登録申請書(様式1)
  - ④ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除にかかる誓約書(様式2)
  - ⑤ 質問書(様式3)

#### 6. 質問書の提出【任意提出】

- (1) 提出期限  
令和6年8月30日(金)
- (2) 提出先・提出方法

「12. 担当部署(問い合わせ先)」まで、電子メールに添付して提出すること。

(3) 提出書類

質問書(様式3)

(4) 質問書の回答方法

提出された質問書に対しては、令和6年9月6日(金)までに、「事業者募集」のページへの掲載により回答する。

## 7. 業務提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年9月26日(木) 17時まで(必着)

(2) 提出先・提出方法

「12. 担当部署(問い合わせ先)」まで、郵送、電子メールまたは持参いずれかの方法により提出すること。

なお、電子メールに添付(PDF 様式)して提出の場合、翌営業日中に受信確認のメールを返信する。返信がない場合、「12. 担当部署(問い合わせ先)」の電話番号まで電話により受信確認を行ってください。

持参による受付時間は、土・日・祝日を除く、9時から17時まで(正午から13時までを除く)とします。

(3) 提出書類

① プロポーザル応募登録申請書(様式1)

② 業務提案書(自由書式)

**【提案書に記載する必須事項】**

- ・ 当該業務に対する考え方、実施方針
- ・ 提案のセールスポイント
- ・ 業務仕様書3. に掲げる業務範囲に関し、応募者が有する知見や情報、及び具体的な支援方法の提案
- ・ 業務仕様書6. に掲げる実施体制について、配置するアドバイザー(1名)の経歴  
※仕様書に掲げる①～④の要件を満たすことが分かるように記載すること。
- ・ 見積金額(積算内訳を含む)

③ 提案書への添付書類

- ・ 法人概要(様式自由)
- ・ 直近の財務諸表
- ・ 組織体制に関する書類(個人の場合、経歴書)(様式自由)

④ 誓約書(様式2)

⑤ 納税証明書(国税及び地方税)(直近1年分)

※納税地が海外の場合、当該国での納税が証明できる公的書類を提出すること。

⑥ 法人の場合、登記簿謄本(又は登記事項全部証明書)

※登記地が海外の場合、当該国での納税が証明できる公的書類を提出すること。

なお、応募者が令和6・7年度神戸市競争入参加資格(工事または物品)の登録を有する場合

は、④～⑥の書類は提出を省略できる。ただし認定通知書の写しを提出すること。

## 8. 受託候補者の選定方法

### (1) 選定方法

「神戸市経済観光局アドバイザー業務」受託事業者選定審査会(以下「選定審査会」という)において、提出された業務提案書等の内容を評価し、審査員の総評価点数が最も高い応募事業者を契約受託者として選定する。

審査は、評価項目に沿って書面により審査する。

書面審査では受託候補者を選定できない場合、提案審査会(応募者によるプレゼンテーション)により審査を行う。提案審査会の詳細は、書面審査を通過した応募者に個別に通知する。

なお、総評価点数が最も高い応募者が複数いる場合は、下記評価項目のうち「応募者の有する専門性・知見」の点数が最も高い者を選定する。

### (2) 評価項目と配点(審査員1人あたり)

評価(100点満点)の内訳は下記のとおりとする。

#### ① 内容点(90点)

内容点は90点満点とし「業務目的及び業務内容の理解(30点満点)」「応募者の有する専門性・知見(30点満点)」「業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢(30点満点)」の各項目の評価基準に基づき評価する。

#### ② 地元企業点(10点)

地元企業点は、市内事業者への発注を促進するため市内の応募事業者に対して下記の通り評価を行う。

a) 地元企業(応募事業者の本店所在地が神戸市内)の場合 10点

b) 準地元企業(応募事業者の本店所在地が市内にないが、支店等が市内にある)の場合 5点

#### ③ 評価項目・評価基準・配点

評価項目		配点
内容点	業務目的及び業務内容の理解	30
	応募者の有する専門性・知見	30
	業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢	30
地元企業点	市内事業者への発注促進 (市内の事業者であることを評価する)	10
合 計		100

#### ④ 最低基準

審査員の5人の評価点数の合計が200点(500点満点中)を下回る事業者は、受託候補者として選定しない。応募者が1者であっても同様の扱いとする。

### (3) 選定結果の通知・公表

選定結果は、決定後速やかにすべての応募者に通知し、市ホームページにて受託事業者名を公表する。

- (4) 提案者が1者の場合も、当該プロポーザルは成立するものとする。

## 9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

- (1) 業務提案書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき。
- (2) プロポーザル参加者及びその代理人が他のプロポーザル参加者の代理人となり、又は数人共同してプロポーザルに参加したとき。
- (3) プロポーザル参加資格がない者が参加したとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (5) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。

## 10. 契約の締結

- (1) 審査の結果、選定された受託候補者と委託契約締結に向けた詳細な仕様について協議・調整を行った上で、速やかに委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者が辞退、又は資格を喪失したときは、次点の応募者を受託候補者とする。
- (3) 契約の締結にあたって契約書の作成を要し、契約書は神戸市委託契約約款により作成する。

## 11. その他

- (1) 本要領に記載する月日、時間はすべて日本時間とする。
- (2) 当該プロポーザルの応募又は参加に要する一切の費用は、応募者又は参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、選考の結果の如何を問わず、当該プロポーザルの終了後も返却しない。また、本市は、提出された書類について、神戸市情報公開条例に基づき、同条例で非公開とされるものを除き、公開することがある。
- (4) 本市は、提出書類を当該プロポーザルの実施以外の目的で、参加者に無断で使用しない。
- (5) 本市が指示する場合を除き、提出期限以降の提出書類の変更、差し替え、追加提出若しくは再提出は認めない。
- (6) 提案書の著作権は当該プロポーザル参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該プロポーザル参加者が負うものとする。
- (7) 本市が提供する資料は、当該プロポーザルの参加に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (8) 当該プロポーザル参加者は、受託候補者の選定後、この募集要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

## 12. 担当部署(問い合わせ先)

神戸市経済観光局経済政策課(企画担当)

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館4階

電話番号 078-984-0326

電子メール etb\_kikaku@office.city.kobe.lg.jp